

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和5年3月16日発行

令和5年 第1号

環境政策課

☎229-3139 FAX 229-3354



大量に出る引っ越しごみは各施設へ自己搬入を

一度に大量のごみを集積所に出すと他の利用者の迷惑になります。引っ越しなど一時的に大量に出るごみを処分する場合は市ごみ処理施設へ、また、新聞などの資源ごみは最寄りのエコ・ステーションへ

自己搬入してください。自己搬入が困難な場合は、家庭ごみ収集カレンダーで収集日をよく確かめ、計画的に数回に分けて集積所に出してください。

ごみ処理施設へ搬入できるごみの品目

ごみの品目	ごみ処理施設	搬入できる日時
燃やせるごみ	西部クリーンセンター (片田田中町1304) ☎237-0671(環境施設課) ※津・河芸・芸濃地域に在住の人	月～金曜日 8時30分～12時、 13時～16時30分
	クリーンセンターおおたか (森町2438-1) ☎237-0671(環境施設課) ※久居・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉地域に在住の人	
燃やせないごみ、金属、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、危険ごみ	津市リサイクルセンター (片田田中町1342-1) ☎237-0671(環境施設課)	



エコ・ステーション



家庭ごみ
収集カレンダー



ごみ一時集積所の補助金や届け出について

ごみ一時集積所の補助金について

自治会が管理するごみ一時集積所の設置・改修等工事に対して、補助対象工事費の3分の1を補助金として交付します(集積所の容積に応じて最高40万円)。

申請前に着工(集積庫や資材の購入を含む)した場合、補助の対象にはなりません。必ず事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、必要な書類を添えて申請してください。

予算がなくなり次第終了となりますので、お早めにご相談ください。

ごみ一時集積所の新設・変更・廃止の届け出について

家庭ごみ一時集積所を新設、変更(位置、収集品目の変更など)、廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課と各総合支所地域振興課にありますので、お問い合わせください。



事前相談・お問い合わせ

津地域…環境事業課(津市リサイクルセンター管理棟1階、☎237-5311)

その他の地域…各総合支所地域振興課



総合支所一覧